



1. (預入れの方法)

- (1) この預金の預入れは、1回1,000円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の取扱い)

この通帳に預入される預金は、自由金利型定期預金(M型)規定及び自由金利型定期預金規定にかかわらず、下記4.5.の方法により自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)または自動継続自由金利型定期預金(以下「自由金利型定期預金」といいます。)に継続します。

3. (預金の種類、期間)

この通帳は、積立口とおまとめ定期口からなり、各預入区分へ預入される預金は預入れのつど、次の種類、期間の定期預金とします。

- (1) 1回の預入金額が自由金利型定期預金の最低預入金額未満の場合
預入日から次回おまとめ日までの期間が1か月以上の場合
次回おまとめ日を満期日とするスーパー定期とします。
預入日から次回おまとめ日までの期間が1か月未満の場合
次々回おまとめ日を満期日とするスーパー定期とします。
- (2) 1回の預入金額が自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合
預入日から次回おまとめ日までの期間が1か月以上の場合
次回おまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金とします。
預入日から次回おまとめ日までの期間が1か月未満の場合
次々回おまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金とします。

4. (おまとめ日の継続方法)

- (1) おまとめ日に継続対象となる定期預金は、次のとおりとします。
積立口で満期日が到来した定期預金
おまとめ定期口で満期日が到来した定期預金
- (2) 前項の定期預金は、預入時の継続方法にしたがい元金または元利金の合計額(以下「判定金額」といいます。)により、次のとおり、おまとめ定期口の定期預金に継続します。継続された定期預金についても同様とします。
判定金額が自由金利型定期預金の最低預入金額未満の場合
スーパー定期に継続します。
判定金額が自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合
自由金利型定期預金に継続します。

5. (継続後の定期預金の期間および利息支払方法)

- (1) 継続後の定期預金の期間は、次のとおりとします。
継続後、おまとめ定期口に預入されるスーパー定期および自由金利型定期預金の期間は1年とします。
- (2) 継続後の定期預金の利息支払方法は、継続前の定期預金と同様とします。

6. (事情変更の原則)

上記3.4.5.の取扱いについては、金融情勢の変化により変更することがあります。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利

用することができ、第8条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (解 約)

(1) この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他本号AからEに準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

9. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、別に定める自由金利型定期預金(M型)規定、または自由金利型定期預金規定により取扱います。

以 上